

会 議 要 旨

会 議 の 名 称	令和6年度第1回川越市社会福祉審議会
開 催 日 時	令和6年5月8日（水）10時30分～11時35分
開 催 場 所	川越市南公民館 1階 講座室1号・2号
出席者（委員）	39名
欠席者（委員）	10名
傍聴希望者	1名

会議次第	1 開会
	2 議事
	(1) 令和5年度事業報告及び令和6年度事業予定について
	① 全体会・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
	② 民生委員審査専門分科会・・・・・・・・資料2
	③ 地域福祉専門分科会・・・・・・・・資料3
	④ 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会・・資料4
	⑤ 児童福祉専門分科会・・・・・・・・資料5
	(2) 市の社会福祉関連施策について
	① 川越市障害者支援計画の概要について・・・・・・・・資料6
配布資料	② すこやかプラン・川越ー川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画ーについて・・・・・・・・資料7
	③ 高齢者の加齢性難聴者に対する補聴器購入費補助事業について・・・・・・・・資料8
3 その他	
4 閉会	
配布資料 上記のとおり	

議 事 の 経 過

事務局	1. 開会 ・過半数の委員出席による会議の成立の報告 ・会議資料の確認 ・事務局職員紹介 ・委員長挨拶
福祉推進課長 福祉推進課長 福祉推進課長 障害者福祉課長 こども政策課長	2. 議事 (1) 令和5年度事業報告及び令和6年度事業予定について ① 全体会 ② 民生委員審査専門分科会 ③ 地域福祉専門分科会 ④ 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会 ⑤ 児童福祉専門分科会 ○資料1～5に基づき全体会、各専門分科会及び審査部会について各所管課から報告を行う。 ⇒質問・意見は特になし
障害者福祉課長	(2) 市の社会福祉関連施策について ① 川越市障害者支援計画の概要について ○資料6に基づき、説明を行う。
委員	●グループホームは暮らしの重点施策だが、空きが目立っている。真に暮らしの場が必要な人に行き届くようにしてほしい。
障害者福祉課長	⇒川越市障害者支援計画を策定する中でも川越市障害者施策審議会をよく検討している。事業所の指定の際の審査を含め、しっかり対応していきたい。 ② すこやかプラン・川越一川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画ーについて ○資料7に基づき、説明を行う。 ⇒質疑応答（質問・意見は特になし）
高齢者いきがい課長	③ 高齢者の加齢性難聴者に対する補聴器購入費補助事業について ○資料8に基づき、説明を行う。

委員	⇒質疑応答（質問・意見は特になし）
委員	3. その他 ●専門分科会の構成に意見がある。現在、知的障害・精神障害を審議する部門が無いので、身体障害者福祉専門分科会の「身体」を削除し、障害者福祉専門分科会とし、知的障害・精神障害についても審議できるようにしてはどうか。
福祉推進課長	⇒川越市障害者施策審議会において、知的障害・精神障害含め障害者施策全般を審議しており、社会福祉審議会でも取り扱う仕組み等を設ける必要は無いと考えている。
委員	●身体障害については、社会福祉審議会でも審議する内容や必要なことがあるのか。
障害者福祉課長	⇒身体障害者福祉専門分科会・審査部会ともに、法定で設置している。審査部会では、事務局で等級判断が困難なものや障害者手帳に該当しないものについて審査している。
委員	●認定する審査部会が必要なのは理解しているが、なぜ身体障害者福祉専門分科会で身体障害だけを取り上げているのかが分からない。こちらに知的障害・精神障害も含める方が良いと考える。
障害者福祉課長	⇒知的障害・精神障害含め障害者施策全般については、川越市障害者施策審議会において川越市障害者支援計画を策定している。また川越市障害者施策審議会とは別に川越市地域自立支援協議会の中でも各団体等から意見を伺っている。また、川越市では懇談会も設けるなど、様々な意見を伺っているので、ご理解いただきたい。
委員	●事務局の説明は理解したが、逆に、川越市障害者施策審議会を社会福祉審議会の専門分科会の一つにできないのか。全体会の時に議題として出さないと、専門分科会で議論するのは無理なのではないか。制度を見直すことも必要だと考える。
福祉推進課長	⇒身体障害者福祉専門分科会審査部会では障害の程度を判定するという、法的に基づいたものでやっている。それ以外の内容については障害者施策審議会でも審議し、障害者支援計画で網羅している。社会福祉審議会については法律に基づいている。意

	見として受け止める。
委員長	●仕組みの捉えなおしが必要ではないかという委員の発言について、全体の網羅は難しいと思うが、事務局で再度確認してほしい。
委員	●仕組みという点では、障害者施策審議会だけでなく、社会福祉審議会でも発言ができるといいと考える。 資料4の障害者福祉専門分科会の中で、議題自体に「障害者施策の動向」と記載してあるが、法的な仕組みはどうあれ、知的障害・精神障害も入っているという認識で良いか。
障害者福祉課長	⇒それぞれの障害を個別には分けて、一体として考えている。
委員	●3つの分科会の規定については、もともと国が作った審議会（中央社会福祉審議会・身体障害者福祉審議会・児童福祉審議会）をそのまま地方に当てはめているという、歴史的経緯がある。国自体は方針を変えているにもかかわらず、法律がそのままなので実態と合っていない部分が問題であると考え。中核市として、法律を見直すべきだと国に対して意見を言うべきである。
委員	●身体障害のみならず、精神的な部分での障害は見た目には分かりづらい。精神疾患を広く取り上げてサポートできる環境づくりが必要であると考え。
委員	●3つの分科会の規定についての歴史的経緯と、本日採決に至らないということは理解した。来年の全体会において、国にどう働きかけたのかと、身体障害者福祉専門分科会の「身体」を削除することについての検討結果を事務局が示してほしい。
福祉推進課長	⇒来年度の全体会において、この件についての報告をしたい。 ただ、採決については手続き的な部分に問題があるので、確認する。
	4. 閉会